

兵高教組

2019年9月3日

## 調査情報報 7号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

## 2019 人事院勧告

# 6年連続のペア勧告も、俸給表の改定は30歳台半ばまで

## 一時金 0.05 月改善(再任用は据え置き)、住居手当見直し

人事院は8月7日、国家公務員の給与に関して、平均 387円 0.09% (昨年 655円 0.16%) の較差に基づく改善と一時金 0.05 月引き上げを柱とする勧告と報告を行いました。

6年連続のペア(ベースアップ)勧告は、「公務労働者の賃金・労働条件の改善を求める署名」を含む私たちの運動の成果です。しかし、その引き上げ幅は今回も超低額で、しかもその配分は初任給から若年層を重点的に引き上げ、高齢層職員に対する配分は全くなされていません。一時金の引き上げはあっても、公務員の生活改善にはほど遠く、全く不十分なものです。

また、非常勤職員の待遇改善では、夏季休暇の付与に言及するなど、均等待遇に向けた努力は見られるものの、労働基本権制約の代償機関として公務員の生活と働く権利が保障する責任を果たしているはとても言えません。

### 給与勧告の骨子

#### ①民間給与との比較

〈月例給〉 民間給与との較差 387円 0.09%  
 〈一時金〉 民間 4.51月 公務 4.45月

#### ②給与改定の内容

〈月例給〉 実施時期 2019年4月1日  
 大卒初任給 1,500円引き上げ  
 高卒初任給 2,000円引き上げ  
 これをふまえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定(平均改定率 0.1%)  
 〈一時金〉 実施時期 法律の公布日  
 民間の支給割合に見合うよう 0.05 月引き上げ  
 4.45月 → 4.5月  
 引き上げ分は勤勉手当に配分  
 〈住居手当〉 実施時期 2020年1月1日  
 手当の支給対象となる家賃額の下限  
 4,000円引き上げ(12,000円→16,000円)  
 手当額の上限  
 1,000円引き上げ(27,000円→28,000円)  
 [家賃 59,000円以下の職員は手当が減額になる]  
 手当額が 2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置。

### 公務員人事管理に関する報告の骨子

#### ①勤務環境の整備

〈勤務時間等に関するとりくみ〉  
 各府省における長時間労働の是正に関するとりくみを支援  
 〈ハラスメント防止対策〉  
 現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果もふまえて、新たな防止策を措置。セクシャル・ハラスメント対策の充実・強化。

#### 〈非常勤職員の適切な処遇の確保〉

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るようとりくみ。民間の状況等をふまえ、夏季休暇を新設。

#### ②障害者雇用に関するとりくみ

各府省の適切な選考等を引き続き支援。

#### ③定年の引き上げ

昨年8月の本院の意見の申出をふまえ、定年の65歳への段階的な引き上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請。

## 兵庫県人事委員会勧告に向けて、要求を確かめ合おう!

県職員の給与は「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」(地方公務員法)とされ、県人事委員会が民間の給与等を調査し、県職員の給与と比較した上で、給与等に関する報告・勧告を行います。

昨年は、公務と民間を比較する方法が改悪されて、公民較差が小さく算出されることとなってしまいました。今年は、比較方法を元に戻し、すべての教職員の賃金改善につながるような勧告となることを求めて、高教組は

分会の団体署名(要求書)にとりくんでいます。また、学習決起集会では、いろいろな立場からの要求(思い)を出し合い交流して、要求実現に向けての決意をかためます。

### 2019 確定闘争第1波学習決起集会

9月15日(日) 14:00~16:30

学校厚生会館3F 大会議室

分会から1名以上の参加をお願いします。

**兵庫県人事委員会勧告を、若年層だけでなく中高年層の賃金改善・生活改善につながるものに!**